

個人情報の保護に関する法律に基づく留意事項について

教育庁学校安全・体育課

山口県では、令和5年4月1日より個人情報保護法施行条例が施行され、個人情報の保護は、個人情報の保護に関する法律ほか関係法令に基づくこととなりました。

学校に置かれましたは、個人情報保護委員会事務局が作成した「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」を参照するなどして、適切な対応をお願いします。

1 個人情報（携帯電話番号、電子メールアドレスなど）を収集する際の留意事項

- (1) **個人情報を取り扱う事務**（＝緊急連絡網などの作成）**の目的をあらかじめ明確にしておくこと**
「学校から保護者に対しての緊急時の情報を速やかに伝達する体制を整備する」という目的で、緊急連絡網やメール配信システムは整備されるものです。
- (2) 収集しようとする**個人情報が目的を達成するために必要なものであること**
(1)の目的を達成するため、保護者の携帯電話番号や電子メールアドレスなどの個人情報を収集する必要があるものです。
- (3) **適法かつ適正な方法で収集するとともに本人から直接収集すること**
個人情報を収集する際は、適法かつ適正な方法によることは言うまでもありませんが、直接保護者本人から収集する必要があります。本人以外の者（例えば児童生徒など）から収集する場合は、保護者本人の同意を得るようにしてください。

2 緊急連絡網などを作成し、個人情報を保護者へ提供する際の留意事項

- (1) 他の目的のために収集した個人情報を利用する場合は、他の保護者へ情報提供することについての同意をあらためて得ること
緊急連絡網などを作成する以前に、何らかの理由により保護者の携帯電話番号などを学校が収集している場合もありますが、緊急連絡網などに利用するためには、保護者本人の同意を改めて得る必要があります。同意を得られない場合は、緊急連絡網への記載、メール配信システムへの登録はできません。
- (2) 他の保護者へ個人情報を提供する際、必要に応じて制限を加えるなどして個人情報の適切な管理を求めること
緊急連絡網は、配布先が限られており、連絡体制をとることを保護者が互いに確認して利用されるべきものです。保護者に配布する際には、第三者への情報提供を禁止することを明示するなどして、個人情報の適切な管理を求めるとして、個人情報を適切に管理するようにしてください。
- (3) オンライン結合による情報提供は原則行わないこと
作成した緊急連絡網を保護者へ配布する際には、個人情報の管理上、直接保護者本人に手渡すことが望まれます。児童生徒に持たせる場合は、紛失しないよう何度も注意を喚起してください。

3 収集した個人情報を管理する際の留意事項

- (1) 個人情報の漏えいなどを防止するよう適切な管理を行うこと
メール配信システムにより緊急連絡する際には、他の保護者のメールアドレスが漏れないようBccで送付し、個人情報の適切な管理に留意してください。
- (2) 個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めること
緊急時に速やかに情報を伝達できるよう、緊急連絡網などは正確に作成し、随時、最新の内容となるよう更新してください。
- (3) 緊急連絡網などがなくなつた場合、個人情報を速やかに消去すること
旧年の緊急連絡網など必要なくなつたものは速やかに廃棄等してください。廃棄等をする際にも個人情報の漏洩等に注意し、溶解処理を確実にを行うなどの対応をお願いします。

参考

【個人情報の保護に関する法律《抜粋》】

（個人情報の保有の制限等）

- 第61条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

- 第62条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（適正な取得）

- 第64条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

- 第65条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

- 第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

【個人情報保護委員会ホームページ「法令・ガイドライン等」】

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>